

## 平成26年第3回幸田町議会定例会会議録（第5号）

---

### 議事日程

平成26年9月19日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第45号議案 幸田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第46号議案 幸田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第47号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第48号議案 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 第49号議案 幸田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第50号議案 幸田町不燃物処理場の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第51号議案 平成26年度幸田町一般会計補正予算（第3号）
- 第52号議案 平成26年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 第53号議案 平成26年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第54号議案 平成26年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第55号議案 平成26年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第56号議案 平成26年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第57号議案 平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第58号議案 平成26年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 平成25年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成25年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成25年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成25年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成25年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 平成25年度幸田町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第3 決算特別委員会の設置について
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（16名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 池田久男君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	12番 内田 等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 浅井武光君
16番 大嶽 弘君		

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 大須賀一誠君	副 町 長 成瀬 敦君
企画部長 大竹広行君	総務部長 小野浩史君
住民こども部長 桐戸博康君	健康福祉部長 鈴木 司君
環境経済部長 清水 宏君	建設部長 近藤 学君
教育 長 小野伸之君	教育部長 春日井輝彦君
消 防 長 山本正義君	消 防 次 長 兼 壁谷弘志君
消 防 署 長	
会計管理者兼 出納室長 牧野洋司君	

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 山本忠志君

---

○議長（大嶽 弘君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（大嶽 弘君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者13名であります。議事日程は、お手元に配付のとおりですから、御了承ください。

---

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、9番 水野千代子君、10番 夏目一成君の御両名を指名します。

## 日程第 2

○議長（大嶽 弘君） 日程第 2、第 4 5 号議案から認定議案第 9 号までの 2 3 件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第 5 5 条及び第 5 6 条の規定により、1 議題につき 1 5 分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

9 月 1 8 日の本会議で第 5 8 号議案までの質疑は終わっております。よって、本日は認定議案第 1 号に係る質疑から行います。

8 番、酒向君の質疑を許します。

8 番、酒向弘康君。

○8 番（酒向弘康君） おはようございます。

この決算の内容をもとに施策の進め方、基本的考え方、その行政のスタンスについて 3 つの観点から質問をいたします。

1 つ目は、組織を横断的考え方で施策展開する体制をとということと、2 つ目は、住民のために無駄を排除しコストを下げる見直しの必要性、3 つ目は、継続的に施策を持続する展開をしてもらうために質問をいたします。

まず、成果説明書の 7 1 ページ、昨年 6 月の議会の一般質問で、公園の遊具のふぐあいが原因で愛知県内でも子どもがけがをする事故が多発し、その原因は管理している自治体のチェックの見直しがあったためという事例がありました。そのため町内の公園の遊具のふぐあいを発見した際に住民の方から情報をもらえるように、公園遊具のふぐあい時連絡掲示をと提案をいたしました。その後、住民こども部が所管するちびっ子広場・住民広場の施設には、2 5 年度末までに遊具のふぐあい時連絡掲示板が設置されました。この設置された数とその設置に要した費用をお伺いします。

また、昨年度、住民こども部が所管する施設や広場の遊具など、どの程度のふぐあいがあり修繕をされたのかお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 広場、ちびっ子広場の対象となる施設は 5 5 施設でございます。5 1 がちびっ子広場で 4 つの児童遊園ということになりますが、その中で 5 4 カ所の設置をいたしました。設置は職員の手で設置をいたしましたけども、1 カ所については設置をフェンスまたは遊具に設置をしたわけですけども、その 1 カ所だけは設置をする場所がなかったということでやむを得ず 1 カ所は設置してございませんけども、アルミのプレートでせっかくの機会ですので広場の名称の記載をして、ふぐあいがあった場合には子ども課へといった内容で設置をさせていただきました。設置については、費用額 1 0 万 6, 0 0 0 円ほどかかっております。

それと、チェックの状況でございますけども、年間、専門業者によるチェックは 3 回行っております。その中で結果といたしましては、A ランク、B ランク、C ランクと 3

つのランクがございます。Aランクについては使用禁止で即刻修繕が必要だという判定です。それから、Bについては修繕が必要だという判定。Cについてはしばらく様子を見ましようという結果でございます。Aランクにつきましては、2つの施設がございました。それから、Bランクにつきましては73施設、それからCランクについては104という結果が出ております。その中で修繕につきましては、24広場の45の遊具に対しまして修繕を凶っております。修繕費用といたしましては162万9,600円ということでございます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） この設置の要望をいただいた方々からは、ふぐあいを見つけたら連絡しますというふうに言われました。こういったことはすぐに効果が出るとは思われませんが、住民の協同の意識も上がるのではないかとこのように期待をしております。

次に、建設部が所管する公園の遊具や安全面での定期チェックで、どの程度ふぐあいがあり修繕をされたのか、ここ二、三年ぐらいのデータがあればお聞かせください。

また、都市公園の遊具には、年度末までに、遊具ごとにシールを貼ってふぐあい時に連絡ができるように対応されたことを確認しております。ありがとうございます。ただ、公園入り口などに住民こども部がやったように、ふぐあい連絡板というものについては設置がされていませんでしたが、その検討の状況についてお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） ○住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 設置に当たっての当局の考え方という部分があったと思います。昨年的一般質問では、ふぐあいは区長を通して連絡をいただく体制をとっているという答弁をさせていただきました。結果的には設置をするという答弁をさせていただいたわけですが、設置にちょっと時間がかかりましたけども3月の終わりに職員の手で設置をいたしました。現在までに半年ほどかかっておりますけども、その中で2件ほど直接その看板を見て御連絡をいただいたということでもあります。管理者といたしましては、そういった子どもの安全面からいたしますと、そういった情報が速やかに得られるということで設置をしてよかったなというふうに考えております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） それでは、建設部の所管しております都市公園の関係でございますけれども、これも点検につきましては国土交通省による都市公園における遊具の安全確保に関する指針というのがございまして、これに基づき定期点検を行っているという状況です。年4回の業者点検、この点検に年間40万円ほどかかっておりますけども、こういった点検を行っております。その点検によって昨年度につきましては、野場の天池公園などでローラー滑り台の異常が発見されたり、またその他の職員の日常点検も毎月行っておりますけども、その中でも滑り台の異常が2件ほどあります。また、利用者からの通報によるものが3件ほどありました。こういったものもいずれも職員が即対応いたしまして、修繕発注を行いまして、昨年度決算のベースでは6件で、修繕費は128万円が昨年度の決算ということになっています。ちなみに24年度、一昨年は8件で

306万ほど、また平成23年度は7件で46万円ということで、ばらつきはございますけれども、こういったような状況です。

今、議員が昨年の6月議会にて質問していただきました看板の関係でございますけれども、昨年の9月にふぐあいのときの連絡先を明記したシールでございますけれども、これを都市公園など75施設になりますけれども、各遊具に実際にシールとして貼りつけたということで、このシールは横10センチの縦2.5センチと小さな物でございますけれども、遊具のふぐあいを発見された方は幸田町都市計画課まで御連絡くださいということで電話番号などを明記したということでもあります。

また、今後の予定というか今年度につきましては、先ほど住民こどもの関係でもございましたけれども、看板につきましては、今年度、幸田の役場の隣の中央公園にルールなどを明記した、また管理者を明記した看板を設置いたします。実際には昨日確認しましたところ、設置されております。費用としては26万8,000円というふうな形で4カ所に中央公園の中に設置をさせていただいているということでもあります。この看板の利用状況の効果などを見ながら、今後は他の都市公園にもこういった看板を順次設置していきたいと、内容も精査しながら設置していきたいという考えでございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 両方とも通報があったということでもあります。よい傾向かと思いません。ただ、住民側からしますと、町の公園や広場を所管するのは住民こども部であるとか、都市公園は建設部が所管するといったような認識はないと思います。単純に幸田町の公園という感覚しかないのが現実だというふうに思います。ぜひ、効果のある施策は組織の壁を超えてお互いによいところは横展開をする、横串で見直すということを迅速に進めていただきたいというふうに思います。

次に、成果の説明書の97ページ、主な施策の実施内容には、この費用は地域住民の憩いの場として親しまれる都市公園等の維持管理及び施設整備に要したものであるとありますけれども、この8月に開催されました産業建設委員協議会の資料を見ますと、幸田町公園施設長寿命化計画が示されており、予防保全型管理の長寿命化計画の策定を行うとなっております。その中で、町の都市公園の16の対象公園のうち劣化が認められ修理が必要な施設は健全度のCランクとされ、幸田公園のコンビネーション遊具や沢渡公園の木製遊具など6カ所が挙げられています。地域住民の憩いの場として親しまれる都市公園としていくのか、どのようにしていくのか今後の体制、考え方をお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、ことしの8月の産業建設の協議会の中で、公園の長寿命化の関係を説明させていただきました。

長寿命化についてはいろんな施設でございますけれども、今、都市計画の都市公園についてということで、これは社会資本整備総合交付金によってこういった長寿命化計画の策定が可能ということでございましたので、その内容を報告させていただいたということでございます。

また、ちょっとこれは答弁に時間が要しますけれども、若干ゆっくりこの内容について

多少説明させていただきますけども、都市計画課の管理の16の都市公園に738の遊具などの施設がございます。これを2つの分類をいたしまして、1つ目は予防保全型という形で209施設、2つ目は事後保全型で529施設というふうに2つに分類いたしました。

この1つ目の予防保全というのは、劣化や損傷を未然に防ぐ長寿命化と言われるものでございます。一方、2点目の事後保全型というのは、維持管理、点検を行いながら、機能しなくなった段階で取りかえるというふうな状況でございます。

また、この1点目の予防保全型の209施設について、今言われたように健全度調査というのを行いまして、性能の低い程度ですね、低下状況をAからDの4ランクに分類すると。Aの健全な状態というのが6施設ございました。またBでは、軽微な劣化がある施設が194施設、またCの劣化があり使用し続けるには修繕が必要な状態これが9施設、またDの使用部分が劣化し修繕が必要というのはございませんでしたけども、こういったAとかBいわゆるB判定以上、Aが6、Bが194、合わせて200施設、これについてのライフサイクルコスト、メンテナンスコストですね、こういったものをLCCと言ってますけども、これを算定いたしまして縮減効果があると算定された予防保全管理施設と言ってはいますけども、これが31施設、今ありましたようにこの31施設は12の公園で、幸田の中央公園のコンビネーション遊具などがこれに当たるということでもあります。

この長寿命化計画は10カ年計画でございまして、これによりまして予防保全費と算定いたしますと、おおむね4,500万ほどがこの10カ年の予防保全費経費と。逆に、2点目の事後保全型とした場合には5,000万ほどかかるということで、その差額500万程度の縮減効果があるというふうな計画が、これが長寿命化計画ということでございます。これに基づいて27年度から取り組むということでございます。

今、御質問のありました健全度C判定ですね、この辺の関係につきましては、幸田公園を初め6つの公園にありますコンビネーション遊具が9つの施設がございます。こういったものは10年から20年以上経過してるような状況であります。部分的な対策を講ずる必要があるということで、現在では重大な事故にはつながらないと考えておりますけども、修繕とか計画的な更新こういったものが必要として位置づけられて、この長寿命化計画と一体となってこの位置づけをさせていただきながら、計画的な取り組みをしていきたいというふうな考え方でございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 丁寧な説明をありがとうございました。

コストも下げながらということでは大変かと思いますが、安全のためにしっかり管理していただきたいというふうに思います。

次に、成果説明書の78ページです。公害対策費について伺います。

これは当初予算が前年度比62.8%と少なくなったにもかかわらず、予算の執行率が48.6%、50%を切っておるといった低い決算となっております。さらに、2年前、3年前から見ても年々予算が少なくなってきておりますが、これは公害問題が年々減少傾向になってきているという理解でいいのか、その点について伺いをいた

します。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） ただいま御質問の公害対策費、これの前年度対比の件でございますが、こちらにつきましては公害調査事業いわゆる調査委託料でございますけれども、こちらのほうが定期河川水質調査ですとかゴルフ場環境調査、大気・水質・地下水・騒音・悪臭等調査、これは定点で行っておるものでございますけれども、こちらのほうが低額応札でいわゆる不用額がたくさん出たということと合わせて下水道課所管の合併浄化槽事業、これの事業費が102万3,000円から20万8,000円に減額になったということが大きく影響しております。

また、25年度においても、先ほど申しました定点調査でございますけれども、こちらのほうが54%の応札率というような形で非常に低額な応札であったということとあわせて、概算計上で突発的な事故があった場合に調査をする予算もございますけれども、こちらは50万ですけれども、その調査対象が1件と少なかったということでございます。予算執行率としては低くなっておりますが、公害等の苦情件数については前年度より29件ふえて135件、決して減少傾向にあるとは考えておりません。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 減少傾向ではないということであります。

その中ほどの表に公害等苦情件数、先ほどふえておるといふことなんですが、区分別にありますこれは苦情を受けた件数であるというふうに思いますが、この中で解決に至った件数を表の区分別にお聞かせを願いたいと思います。

また、ここ数年の苦情件数の傾向はどのような傾向にあるのかということもお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 表中の件でございますけれども、表ごとというのがなかなか御説明ができにくい部分があります。といいますのも、いわゆる公害苦情につきましてはいろんな規制に抵触しておるといふのは余りないものですから、いわゆる野犬ですとか雑草ですとかそういうようなものが多いということで、ただ、基本的に解決ができなかったというのは、騒音で1件ございます。それと野犬、こちらは捕獲ができないものですから数件というような形になってくるわけでございます。先ほど申し上げましたとおり、雑草や野犬だったり、感覚的であったり、感情の問題であったりということがございますものですから、その場ではお話しをして納得をしていただけても、また後日戻ってきてしまうというような事案もたくさんございます。

それと、最近の傾向といたしましては、野焼きですとか、空き地の雑草が増加傾向にあります。25年度においては、特に野犬に対する苦情が30件と前年度よりも18件増加しております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 野焼きや空き地の雑草ということですが、今ちょうど野犬の話が出たわけなんです、30件で18件ふえているということです。野犬がたむろして、特に夜などは非常に怖いという声を耳にします。特に深溝地区と吉良方面のほうに

多いということではありますが、現状の野犬等の状況、現在どのような処置をとられているのかお伺いしたいと思います。

また、動物、野犬とありますが、猫の問題も耳にします。いわゆる野良猫の問題とほかに動物ということですので、どんな動物の苦情があるのかお聞かせください。野犬など動物には全く罪はなく、飼い主の都合や何らかの問題で野に放たれてしまったというだけで悪者扱いされております。動物愛護の面からもいろいろな意見があるのが現状であります。本町としてどのような対応で臨まれているのかもお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 野犬でございますけども、野犬の目撃は深溝だけではなく広く町内一円山際でございます。傾向といたしましては、最近、高級時計ですとかブランドバッグそういうのがよく売れるような状況になっておると似ておりますが、いわゆるブランド犬、非常にいい犬でも買いかえるために平気で捨ててしまう、よその家に置いていってしまうというようなことが非常にふえておりまして、捕獲や野犬がふえているという状況がございます。対策といたしましては、動物の愛護及び管理に関する法律により、基本的におりの設置しかできないものですから大変苦慮しておる状況でございます。

また、その反面なんですけども、いわゆる野犬に餌やりをやっておられる方がいるんです。そのために民家近くまで野犬がおりてきてしまうというような状況もございます。これについては、その方を特定いたしまして、指導してやめていただくようお願いして解決はしております。

それから、動物、野犬の件でございますけども、こちらにつきましては犬26件、猫4件でございます。猫の苦情としましては多頭飼い、たくさんを一度に飼ってしまう、よその猫にも餌をやってしまう、ふん害といういわゆる近所迷惑の苦情ということになっております。対応といたしましては、飼い主がわかればお願いをしたり、状況によっては啓発チラシの回覧をしていただくというような形で対応をしております。

続きまして、動物愛護からの観点からの御質問かと思っておりますけども、野犬に対するものなんですけども、本町で捕獲をしました迷子の犬につきましては、まず手がかりを探し、必要なら区長様をお願いをして有線放送等を流してもらったり、またうちで管理しております犬台帳から犬種によって手がかりを探して飼い主を探したりします。飼い主が見つからなかった場合について、しばらくの間は、これは全てではないですけども役場で管理しまして里親を探しております。それでも見つからなかった場合については愛知県動物愛護管理センター、こちらで里親を探していただくという形になってきます。管理センターでの里親探しにつきましては随時開催をされておりまして、実績としましては、平成25年で405頭、成犬149、子犬256、24年度が480頭、成犬164、子犬316というような形でございます。ただ、こちらについては幸田町の実績としてはちょっとわかりませんのでお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 県と一緒に対応されておるということであります。

次に、成果説明書の79ページ、燃やすごみ指定袋作成業務というところで表があるわ

けなんです、25年度は3種類、合計しますと124万枚を作成したというふうにあります、この作成枚数と在庫枚数、これを比較しますと大変大きな差が見られます。これは前年度の在庫との兼ね合いで生じたものというふうに思われますが、在庫管理と発注そして販売までの仕組みを簡単にお聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） まず、在庫管理と発注、販売でございますけども、在庫管理につきましては、毎年、業者のほうに指名競争入札で作成の委託をしております。それは前年度の在庫枚数を勘案した枚数で発注をしております。発注したごみ袋については年に2回、業者からあいち三河農協の幸田営農センター、こちらの倉庫のほうに搬入をしていただいております。それで、あいち三河農協営農課、こちらが卸しの窓口となりまして、小売の業者の方が窓口まで来て必要枚数を購入していく、そういう流れになっております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） J Aが中心でやっていくということではありますが、もう少し詳しく質問しますと、製造はどこに依頼して、業者が依頼するということではありますが、製造コストは1枚当たり幾らになるのか3種類について伺いたいと思います。

コストの中でいわゆるつくり過ぎの無駄、在庫の無駄、管理の無駄、この無駄を排除して少しでも安くつくり、そのコストダウンで浮いた部分を住民サービスとして還元していく、これが行政の本来のあり方だというふうに思います。いるときにいるだけ発注、民間では在庫を極力少なくし、在庫管理の手間や倉庫のコストを削減していく低減していく、適正在庫がなくなるとその時点で発注する信号が出ます。信号といっても、ただの看板だとかカードのようなものでありますが、コストがほとんどかからない簡単なもので発注点方式、こういった管理は今どこの企業も採用しておりますが、発注方法・在庫管理方法の改善は考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 製造につきましては、毎年8社による指名競争入札で行いまして、最低価格社と契約をいたします。25年度においては名古屋市の中部化成薬品株式会社名古屋支店であります。製造コストにつきましては、大が1枚当たりですけども7.05円、小4.88円、特小3.05円であります。また、今御提案いただきました発注点方式でございますけども、本町のようないわゆる小さな町で、本町オリジナルのごみ袋をつくるという、あらゆる仕様も指定をいたしまして特注品としてつくっておるものですから、トータルコストを抑えようとするには、やはり大量発注に頼らざるを得ない面がございます。制作したものを毎年どちらの業者もそうなんですけども、中国で作成をいたしまして、上海から船便で送ってきます。現在では、年に2回制作をして2回輸送というような形で行っております。数回の分割納品でございますと、私どもの都合で申しわけないんですが、納品検査が頻繁になってしまうという。一括納品ということになりますと、一度に大量の物を積まなければならないということで保管料がふえる、分割生産だと制作コストが上がってしまう、分割輸送すると輸送費が上がってしまうというようなことも考えられます。しかしながら、今、議員が提案されました在庫管

理ですとかそういうもので住民に還元できないかという、当然そういうことは考えていかなければならないものですから、いわゆる定量発注点方式ですとか定期発注点方式もこれから検討しながらコストを抑える工夫をしてみたいと思いますのでお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） このごみ袋の発注や購入、こういったごみ袋だけの話ではなくて、事務用品あるいは備品の在庫管理などの仕組みに限らず庁舎内全てのところで今の方法がベストだというふうに思わず、あらゆるものをトータルのコストで比較したり、また他の自治体とベンチマークをするなどして常に現状の満足ではなくて、住民の税金だということを頭に置いた見直しをされることを期待しております。

ちなみに岡崎市の仕組みの聞き込みをいたしました。

ごみ袋の作成業者というのは、市が4つの認定業者として認定をしているということでそれぞれ独自に作成・発注しますが、これはマークと大きさのみを指定してあるようで、企業努力により価格の決定あるいはスーパーなどに卸しているといったことで、岡崎市は在庫だとか発注だとかということには一切関知してないというような仕組みだということでもあります。在庫などのコストは全て民間業者の競争原理で行われるということも、また参考にしていただければというふうに思います。

次に、平成21年4月から、幸田町もレジ袋が有料化となって約4年が経過をしたわけですが、全国で使われているレジ袋ですね、これは約305億枚という膨大な数なんですけど、燃やすとCO<sub>2</sub>を出すことからごみの量がふえるということで、温暖化防止と資源循環対策ということで国策に近いような運動がありました。本町における協力店舗の現状と、このレジ袋によるごみ減量化の効果の検証についてお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 先ほど教えていただきました岡崎市の例でございますけども、やはり本町もオリジナルにこだわることなく柔軟な発想で、これから岡崎市を参考に検討してみたいと思います。

それと、レジ袋の件でございます。レジ袋の有料化につきましては、本町においては平成21年1月21日から取り組んでおります。現在の締結店舗は8店舗でございます。店舗名を申し上げますと、憩いの農園、大嶽屋、ジップドラッグ、ちびっこくらぶアップル、ドミー、マグフーズ、マックスバリュー、ピエロでございます。8店舗のレジでのレジ袋の辞退率でございますけども、平成25年で89.5%の方が辞退をされているということです。こちらでは不要な包装の排除がまず第1点でございますが、それとごみ袋の製造から廃棄までのCO<sub>2</sub>の発生というのは1枚当たり60グラムと言われております。作成から廃棄まででございますけども燃やすまでです。そうしますと、これから考えますと25年度で計算をいたしますと、二酸化炭素の削減量が202.5トンというような大量の削減効果があったというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 効果があったということでもあります。ただ、住民の方からはレジ袋があれば生ごみの水分を絞ったり、分別が簡単になるといったような声や、わざわざ1

00円ショップで袋を買ってるというような声も聞きます。これまでごみの減量化に向けて家庭において生ごみの水切りをお願い、あるいは生ごみの処理機の購入補助などを進められてきましたが、この検証と効果についてお聞かせを願いたいと思います。

また、ここにありますが、きょう持ってきましたけども水切りネット、これは四、五年前に幸田町が出した物であります、現在これを持続性を持って強く展開がされていないようにも感じます。試作を打ち上げたら、継続的に粘り強く進めることをお願いしたいというふうに思います。

また、幸田町はごみ処理部門で県内トップレベルの成績をずっと維持してきておりますが、このごみ減量、資源再利用の各実績が横ばい状況だというふうに思います。方策の曲がり角とも考えますが、今後のごみ処理の見通し、新たな取り組みの考えがあればお聞かせを願います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 水切りの件でございますが、こちらにつきましては、毎年全戸配布をいたしておりますごみの分け方・出し方という冊子がございます。そちらのほうに生ごみ減量アドバイスという形で紹介をさせていただいております。また、ホームページのほうにも掲載をさせていただいております。

水切りネットの継続的な取り組みということでございますけども、産業まつり、ことは夢フェスタでしたのでやめてしまいましたけども、毎年、産業まつり、環境学習会それから産業振興課所管の食育教育、それから出前講座等での町内行事で広く呼びかけ配布はしております。ごみの組成調査を行ったところ、厨芥類については燃えるごみの約4割を占めております。そのうち75%が水分ということでございました。したがって、水切りは減量化に重要なポイントということは我々も自覚をしております。

それと、生ごみ処理機購入補助につきましては、累計で2009機の補助をいたしました。これにより、生ごみの減量には貢献をしておると思っておりますが、今後とも引き続き推進を図っていきたいというふうに考えております。

それと、これからの状況ということでございますけども、例えば資源回収においては古紙ですとか古着、こちらのほうの収集量が減少しております。原因といたしましては、インターネットの普及から新聞・雑誌の購読が減っておるということですね。それと古着につきましては、例えばブックオフなどでは古着の購入販売を始めておるわけなんです。これによりまして再利用への販路が広がったということで、資源回収のほうに出される方が減ってきたということでございます。

それと、ごみの排出量につきましては、議員に先ほど言っていたございましたとおり、1人当たりの排出量ですとか1人当たりの発生量ですとか、それからリサイクル率ですとかそういうのは県下で1位か2位というような形になってきておるわけでございますけども、現在での状況でございますけども、若干ずつやはりごみの量はふえております。ただ、1人当たりの排出量からはかってみますと、決して1人当たりのものがふえているということではなく、人口がふえた分だけがふえているなというふうには考えております。したがって、先ほど申し上げましたとおり、なお減少しようとしたらやはり厨芥類の水切り、これが非常に重要なポイントではないかなというふうに思いま

すし、リサイクル、リユース、こちらのほうの普及のほうも考えていく必要があるかというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向弘康君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 決算カードと交付税算定台帳の提出はいただきました。

それから、次に、歳入不足として毎年厳しい財政運営だと、こういうことを予算のときには言われ、予算編成をされるわけでありますが、決算に至っては平成24年度でも7億6,000万余りの黒字、そして今決算、平成25年度決算では7億4,500万円の大黒字ということで、その黒字を生み出したのを財調に11億5,000万円を積み立てているというのが実情であります。そうした財政運営をするということで、議会の中でも各議員の方からもいろいろ指摘をされているわけでありましてけれども、今決算におきましても、そういう住民犠牲をしいながら着々と積み立てているというのが実態かといえるわけでありまして。そういう中で、各種の財政指標の状況、成果の説明書の18ページに記載をされているわけでありましてけれども、決算では33億1,921万9,000円、これが5つの基金の合計であります。財調に至っては26億にのぼっております。こういう積むばかりではなく、やはり単年度で住民要望にもこたえていくべきではなかろうかという思いを誰しもが思っているのではないのでしょうか。そこでお聞きをするわけでありましてけれども、こうした住民要望を要望があるにもかかわらず意図的に実施してこなかった、そういう事業というのはどれぐらいございますでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 25年度の決算を受けまして、税収の伸びがあった分基金に積み、住民の要望に今こたえ切れてないのではないかと御質問であります。

住民要望はさまざまございますので、大きく平成25年度は当初予算で122億のスタートをいたしました。年間事業を全て見込んでの事業運営をさせていただきました。その結果といたしまして、中途におきまして税収の増、これによります補正予算等も対応させていただき、緊急を要するような事業につきましては、例えばゲートボール場の修理であるとか、大池初めトイレの改修であるとか、防犯カメラの設置等々をさせていただきました。また、制度改正等によるものも補正にて、風疹の予防接種あるいはグループホームの整備交付金、それから子育て対策などのシステム改修、あるいは政策的なものとして生活道路等の整備、これらに2,000万の追加をし住民の要望におこたえを少しでもさせていただく形をとらせていただきました。

要望にこたえていない金額は幾らかということについては把握できてございません。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 毎年9月議会が終わると、来年度予算に向けての編成方針を出し、そして各課から要望が上がってきたものをどう切り捨てていくかということをする作業がこれから起きますよね。そういう中で、本来ならばやらなければならない事業というものがあるにもかかわらず、町長が言われるところの財調には30億積みたいと、こういう財政運営をしていくために切り捨てていくと、こういうことが繰り返されるわ

けであります。そうした中で、やはり本来住民の要望というのは毎年出てくるわけであり、今は緊急を要するもの、それから制度改正によるもの、最低限をやっただけですよね。それでは、やはり長く財政が厳しいという状況が続いて住民には厳しい厳しいを押しつけてきている、もう我慢に近い限界に近い段階ではなかろうかというふうに思うわけであり、他市町から幸田町は財政が豊かだよというふうにも言われていても、住民としてはそうした実感が湧かないということでもありますので、その辺をやはり改めていくべきではなかろうかというふうに思うわけであり、町長は2期目に当たって、今度、たくさんの箱物をつくりたいというような推進計画も示されているわけであり、町長の公約と同時に住民のやはり思いというものもあるというふうに思います。そうした点で今まで住民要望を切り捨ててきた、これをどう来年度予算に反映させるのか、そういうものがありましたら挙げていただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 予算編成の折には、私も自主計画を組んだことの経験がございます。各課から出ました要望を投資的経費約10億円の中でどうした事業を優先して入れていくかというようなことで優先度を考えまして、編成をしてきた経験もあります。限られた経費の中でどういう事業をやっとうかということにつきましては、庁内で考えて予算編成をさせていただいておるところであります。

それから、今後におきましては、これまで公共施設の建設につきましてある程度抑制をしてきた分、今後の取り組みを検討していく時期にも入ってきております。長期的な計画の中にそうした施設をつくっていく計画を立てる上では、財政計画も必要であると思います。そういう意味では、目的基金というものの積み立て、あるいは年度間を調整する意味での財政の調整基金もある程度持ちながら、住民の皆さんの要望にもおこたえすべく財政調整基金の積み立てにつきましてももう少し、今26億でありますけれども、30億というような一つの目標もあるわけですが、そうした積み立て等も含めながら、それから起債もある程度の部分はしていかないと、どうした箱物、公共施設をつくっていく上でも必要であるというふうには思っておりますので、そうしたバランスをとりながら考えてまいりたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 住民の思いにこたえてないということでございますけれども、総務部長が財源的な内容につきましてはお話しをさせていただきましたので、この26年度から27年度、新たな方向に向かって箱物につきましても必要な物はつくっていくというふうな状況でございます。特に、切り捨ててきたものは何かということであり、それはちょっと切り捨てたわけではなくて、財政のいろんな状況を鑑みてやってきたものでございますので御了解をいただきたいと思っておりますけれども、一番大きな問題の一つは子ども・子育ての問題と高齢者対策の問題、それから住民意識調査等々のいろんな状況において、その中から御要望いただくようなものについて今回挙げております。体育館にしかり児童館にしかりそういう物をつくっていきたいというふうに思っておりますけれども、それは来年度すぐでき上がるものではございませんので、総計そういう計画等々も入れながら、段階的に皆さんの御要望をさらに聞きながら、時代も

どんどん変わってまいります、その時代の要望にこたえられるようなものをまた考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時54分

---

再開 午前10時04分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この決算年度の予算を編成するに当たって、予算編成方針あるいは施政方針というのが町長から示されました。その中の施政方針の中で、身近な事業を重視し町民の安全を最優先に幸せを実感できるまちづくりの実現に重点を置くと、美辞麗句があつと並んでおりますが、具体的にこれらはこの決算年度で実現したものは何ですか。

○議長（大嶽 弘君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、普通建設事業での主なものということで御回答させていただきます。

まず、わしだ保育園の園舎の関係の増築大規模改造、これが一番大きなものであったと思います。それから、従来から進めております中学校・小学校、25年度におきましては幸田中学校の地震補強・大規模改造、それから坂崎小の同じく補強等、それからトイレの改築、三ヶ根駅前、大池、あるいは高規格救急車の整備等々を主な事業としての成果として挙げさせていただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この施政方針で麗々しく掲げるような、いわゆる身近な事業を優先し幸せを実感できる町の実現に努力をという予算編成だよと、こういうことを言われても、それがそれほどの言う内容かどうかという問題ですよ。ですから、結果的にどこで落としをつけるかという点からいくと、これは一昨年10月15日に25年度の予算編成方針こういうものがあります。これは毎年くだりの内容は一緒であります、年間総合予算の編成をすること。年間総合予算というのはわかりますよ言葉では、しかし年間を見通せるような財政収入は外しとるやん、いつでも外しとる。その上で、年間総合予算を編成し、年度中の補正は制度改正に伴うもの及び災害関連などのやむを得ないもの以外は認めへんよと、こういうことですよ。これは編成する側としてはもっともなことだけでも、これは一面をつくつと、あなた方の自己満足なんだよ。これを逃げ道にして年間総合予算を組んだから途中で補正なんかあかんよと、住民要望があろうとなかろうと、全部まさに切り捨ててきたというよりも顧みなかったわけだ。それは何だといったら、年間予算ですよ。じゃあ、その年間予算が歳入を実質読みをして十分だけのものを見込んで予算編成されてるかといったら、毎年のごとく、特に大須賀町政4年間、

毎年毎年少なくとも5億円、多いときは10億円を超える年度中途の補正を組んで。年度中途の5億から10億の補正予算を組んで、しかし補正予算がありながら年を通しては年間予算だと総合予算だと。これは自己満足じゃないのか。自己満足だからこぞどいう形だったかといって、その逃げ道として財政が厳しいよと。こういうことでやってきて、あとそれをごまかすために幸せが実感できるようなという言葉の遊びでしかないわけだ。違いますか、この年度の関係からいったら。この年度というよりも、大須賀町政の4年間は全部そうだ。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 25年度におきましては、自転車操業の一端を毎年一二、三億を財調から切りまして新年度に向けていくという、そういうことの繰り返しをやっておるわけでありまして。伊藤議員がおっしゃるように、ざくざくお金があると、どんどん使えと、そういう感覚のことを言われたわけでありまして。だが、それは十分に議員の皆さんも辛抱していただいたというふうに思っております。財政の状況下の中でいかにやりくりをしながらやってきたかということは、大方の議員の方は認めていただけるのではないかとこのように思っております。確かに町民の皆さんにあれもこれもというものが取りそろえてできなかった、それはあるかと思えますけれども、我が幸田町だけじゃなくして近隣もしたり国全体がそのような流れの中で辛抱しておるところであります。減税しましょう、あれしましょうといってもできないような状況の市もあるし、大きないろんな課題を抱えておられますも、やれなかったところはいっぱいあります。私自身も当初申し上げたように、4年間はずっと辛抱していただいている部分があるから、やっと基礎ベースができて上がった26年からは、さらに少し見直しをかけてやっていこうということでございます。ですから、今からが本当の勝負になってくるだろうというふうに思いますし、ただ財調が今これだけ積んであるからもう安心なんていうふうには思っておりません。企業が、来年度、多分また税収が下がるであろうと、その辺の心配までいたしております。8億、7億の繰り越しがあるからこれも全部使えと、もっと町民のために使えとおっしゃるけれども、次の持続可能な町をつくっていくためには、そのお金が次のローテーとして必要になってくる。福祉はどんどん膨らむ一方であります。そういうものは余り大きく見えないんですけれども、不交付団体の幸田町としては、地方交付税は国からいただけない部分は自前で全て賄っていかなくちゃいけないというのが、それがどんどん大きなかせとなります。そういうことを十分に鑑みながら財政運営を進めていきたい、持続可能な町を進めていきたい、そういうことで町民の皆さんには少なからずも理解をいただけるのではないかとこのように思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町長の思いで勝手な話がどんどん膨らんでおる。私はそんなことを一言も言っておらんわけだ。言っとらん形で私の言い分をさもやるとばつと言ってね、言葉で言えば、悪者にしたけど私はその悲劇の主人公ですよと、こういう話の組み立てでさあどうだなんていう感覚はどうもならん。あなたの言われたように、当初予算で財政厳しい厳しい、税収が見通せないという形で財調一二、三億円取り崩したと。取り崩して当初予算の編成はされましたよ、そういうときもあります。ま

あ一二、三億というのは一時期の問題で、今はそんな規模じゃない。だけど、言われるように、当初予算で財源の見通しがないから財政調整基金を取り崩して予算編成しましたと、お説のとおりです。じゃあ、その後、補正財源やら決算で繰越財源がどう出てきたのか。取り崩した財調を全部取り崩さずに、それどころか全部積んだわけでしょ、それ以上に積んだじゃない。そういうことを見ずにしてね、いや一二、三億組み込んでこんな大変なときにあなたは何でも使え、かんでも使えという、そういうことを言ってるんじゃない。財源のあることを承知かどうかは知りません。しかし、年度中途や決算の段階で足らずまいだ足らずまいだといって住民に厳しいことを言っておきながら、横を向いて舌をべろっと出して積んじやったよと、こういう財政運営をしてきたのがあなたの4年間じゃないですかということをし上げてる。そういう中で、この決算年度の当初予算では、身近な事業を重視して安全を最優先に幸せを実感できるまちづくりの実現とはじゃあ何なのかと、こういうことをし上げてる。そういう中で、一つの問題として今年度の予算編成の関係でもあなたも言ってるし、今度の所信表明の中でも言われている。住民が定住化できるようなまちづくりを進めたいよと言っておきながら、定住化の一番基礎になってくる町民の住宅を建てる時に支援をしようと、住宅資金の利子補給事業と。随分好評をいただいて大きな成果も生み出している、それが定住化を支えてきた一つの主要な施策であることは間違いない。それをあなたがぱっぱぱぱと切っちゃったじゃない。それもある日突然思いつきで切ったんですよ。住民に知らせて、25年度でやめますよということは欠損が間近に控えた帳じりを合わせるちょっと前に急にぼんと打ち出してる。だから、みんなオーバーランしちゃったわけよ、フライングをやるから。結局、こういう制度を活用しようということで申し込みに来たとき、もうシャッターをおろしちゃった。しかし、シャッターをおろしてもまだ幾らでもあるから26年度まで持ち越しちゃったでしょ。あなたはそういうことをやってきたんだ。定住化だといいいながら、やることとなると違うじゃないですか。その典型的な例がそういうことだということでありまして。そこら辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 幸田町の発展は、1つは人口の増が一つの要因ということと、幸田町の住環境のよさが定住化を生む一つの要因でもある、それが前にも申し上げたように、大都会でもない大田舎でもない中ぐらいの町で緑豊かな環境の中で生活をしたいという方が入ってきていただいているわけでありまして。それは一戸建てじゃなくても将来我が幸田町に家を建てたいけども、今はアパートで生活をしながら家を建てていきたい、特に桜坂の場合におきましてはアパートから皆さん引っ越ししてきてここに定住化されてる、そういう私の知ってる大手企業の方たちもいらっしゃるわけでありまして。ですから、単に一戸建ての家ばかりではなくしてそういう人も将来的に、そのアパートに住んでおられる方におきましては町民でもあります、その方たちにも同じような町政の恩恵は受けるといいますか、そういうことをしていかなければいけないだろうというふうに思っております。身近な事業も何をやったんだというさっきのお話にもありましたんですけども、身近な事業ほど一々あれもやりこれもやりというようなことは言わないと思うんです。小さな事業というのは、町民の皆さんが区長さんたちが一番よく御存じだと

思います。いろんなどころにおいて、区長さん、地元の皆さんからの御要望があったところをうちの職員がすぐ行って、現場を見て、やれるかやれないかわからないけどもそれに対応する姿勢、職員が町民に対する思考回路の変換ですね、それも幸田町の今後の施策としても大きなものであるというふうに思っております。それも小さな身近な事業として職員の意識を変えて町民に対応していくと、これもお金をかけないでもできる大きな方策だろうと思っております。いろいろ申し上げてもたくさんございます、伊藤委員にはなかなか目に入らないようでありますけれども、一つその辺を鑑みていただければというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 前にも一回申し上げたけれども、あなた自身が私の言い分を理解してないと。私は共同住宅がどうのこうのなんてことは一言も言っていない、敵視をしてるわけではない。あなたは何か言うと、私が定住化を言うと戸建てを推奨しながら共同住宅はあかんよというような言い方をしてるようだが、じゃあ、あなたは言ったでしょ、幸田町が4軒に1軒が共同住宅の町だと、リーマンショックのときにそういう共同住宅に住んでいた住民の皆さんが幸田町をあとにしてね、幸田町が一時期にしても人口が減ったんですよ。その要因はどこにありますか、それは共同住宅からですよ。そういう施策、それも私は共同住宅というのは住宅政策の中でも重要な位置を占めてます。それを否定したことは一度もない。一度もないのに、あなたは物事を対比するために、言ってもないことを私が言った言ったという形でやる、そういうあなたの性格、いびつな性格というのが町の政策の中にも生きてるわけだ、そうでしょ。こういう中で、じゃあこういう定住政策についてどういう実績を積んできたのか。年度途中で廃止の方針を出された、そのことによって先ほどの言ったように、オーバーランといったらいかんけど、住民の皆さんはこれからも継続されるだろうと、例えば廃止するんだったら1年前、2年前に、このときをもってやるからもし準備されてる方はじゃあやってよと言いながら、ある日突然シャッターをおろしてる。じゃあ、過去5年間どのような新規の申し込み、それから給付の件数、給付の金額、過去5年間というかわかる範囲で答弁してください。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 議員がおっしゃるとおり、本施策につきましては平成2年からスタートいたしまして、定住化促進に多大な寄与をしておったとは思いますが、区画整理等の進展によりまして本施策によらずとも定住化がふえてきたということで、平成24年末をもってこの制度は廃止いたしました。その過去24年からさかのぼっての件数でございますが、20年から申し上げます。平成20年は総支給件数は412件、うち新規が74件、支払総額1,443万5,000円でございます。21年、総件数が609件、うち新規が114件、補助金支払総額が2,204万8,000円。22年が797件、113件、2,585万6,000円。それから平成23年、864件、92件、2,627万円。平成24年、932件、119件、2,715万2,000円ということでございます。ちなみに26年の利子補給を現在行っている件数につきましては総件数788件、見込みとしては2,000万ということになってますのでお願いいた

します。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 5年間で平均で毎年毎年、100件の申請があった。それだけ定住化をするために戸建ての家を建てた、こういうことですね。しかも2012年、いわゆる平成24年に制度改正をされましたよね。それまでは勤労者の住宅資金にかかわる利子補給ですよとって勤労者という限定がつけられていた。この24年度はそういうのじゃなくて、勤労者にかかわらず町民すべからくその対象ですよとって制度を広げておきながら、すぐに店を閉めちゃったよな。こういうちぐはぐなことをやってるのが今の町政なんです。言葉はいい、言葉あって中身なしと、文書あって意味不明と、これが大須賀町政を特徴づける内容だということだけ指摘をして、次に副町長、あんたの出番だ。

あなたは、親切ダンプ18号の廃車にかかわる調査委員会を立ち上げられて、その委員長になりましたよね。おなりになって、この親切ダンプ廃車に関する調査報告書というのが1月の日付でしかないですけれども出されております。この設置をされたのが1月20日ということです。そういう中で、親切ダンプの廃車にかかわるいろんな疑問や疑惑がある。そうした中で、あなた方は何ひとつ検証したのかどうなのかという点からいくと、検証したかのような文書は出ております、調査の類の何か出てる。その中で、あなたのよって立つ立場はどういう立場でこれをやられたのかというのが、この調査報告書の中に載っております。要は、町内には幾つかの自動車整備の企業がある。そういう自動車整備業者にいろいろ聞いたけれども、聞いたところはみんな小さなところばかりだと。小さなところばかりだから憶測でものを言ってる。愛知自動車は規模も大きく信頼できるから、あなたの言うとおりで。この問題からいけば、町の職員が、私に言わせれば何も考えずに愛知自動車の口車に乗って廃車をする。その廃車も一時抹消、永久抹消をせずに一時抹消をして10万円で愛知自動車にくれてやったと。愛知自動車は廃車から登録抹消を、一時ですから抹消を取り消して、今度は再生させてオークションに出して150万円だと。こういう経過の中で町の職員がやってきたこととして愛知自動車がやってきたこと、それについて調査会としていろんな報告をかけられた。しかし、その内容は基本的には愛知自動車は信頼できるけれども、町内の同業者は小規模だから信頼できませんよと、こういう報告書を出された。それでよかったのかどうなのか、まず答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 今のお話の件につきましては、お話がありましたようにこの年始め1月でありますけれども、幸田町親切行政2トンダンプカー18号の廃車に関する調査委員会ということで報告させていただいたものでございます。今、お話がありましたように、さまざまな疑念を抱く対象となったということで、この調査委員会を設けたものでございます。当然、かかわった業者等、関係業者等の聞き取り調査を行うべきものであるということで行いました。流通における企業間の取引というような視点でもいろいろな観点から調査したわけでございますけれども、永久抹消をさけるための悪意・不作為というものが今回の該当業者等にあったということには至らないということで、町職

員のとった行動についても問題はないということでありまして、廃車の手続に伴いまして町民等への損害を与えたということはないというような判断を下したものでございませうけれども、この廃車の手続の経過に当たりまして、やはり職員の決済をするときの判断だとか、または今回、BDF、ディーゼル車というバイオディーゼル車の投入ということで、その運用等につきましては、やはり初めてのそういった公用車の中にバイオディーゼルを投入するということがなかなかガイドライン等がありましたけれどもうまく運用できなかつたということも反省をしまして、今後、専門家や有識者の指導も得まして、そういったものを参考にさせていただく。また、公用車の管理基準等につきましても、今後につきましては見直したというわけでございまして、やはり廃車の中で決済をする中に、少しでももっともっと注意すべき点があったということについては十分反省しておりまして、今後このようなことがないというような形にはしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私はそんなことは聞いてない。聞いてないのに話を自分でそうやってやって、そっちのほうに引っ張り込もうなんていうね、そういう意図がありありとする答弁の内容だ。私が申し上げたのは、関係業者の聞き取りをやったと、その関係業者の聞き取りの中で一番肝心な大きな役割を果たしたのは愛知自動車ですよ。その愛知自動車を弁護するために町内の複数の業者に聞き取り調査をしましたと。調査はしたけれども、みんな愛知自動車よりも規模が小さくて憶測でものを言ってるから信頼できないと書いてあるわけだ、あなたの報告書の中に。愛知自動車は規模が大きく、ディーゼルも手がけているから信頼できるんだよと。非常にわかりやすい、単純明快であなたがどういう立場によって立ってるのかという問題がある。

ということともう一つは、この経過が明らかになる中で、愛知自動車が安城の業者だ、岡崎の業者だ、あっちの業者だ、もう半分部品をばらばらにして転売できると、海外に持っていけるよということのをうそ八百並べてね、あなた方はそれをしゃあしゃあといって議会でもそういう答弁をしてきた。しかし、実際はそうじゃなかった。事実関係は明らかだ。そうしたときに、業者処分はしないと、それどころかよって立つ町内の業者を切り捨てていくというやり方が公正な立場であったのかどうか。今後の問題のこととか更新記録がどうのこうのなんて聞いてるんじゃない、今回のこういう内容であなた方が報告書をつくったと、その報告書の内容はまさに愛知自動車を弁護し、職員をかばい、町内のほかの同業者を切り捨てて信頼できんよと、こういう報告書でしたよね。こういうことなんです。

○議長（大嶽 弘君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 今回のこの問題となった事例は、愛知自動車さんがかかわった事案でございまして、愛知自動車さんには信頼関係の中で職員が真摯に経過を聞き取ったものでございまして。参考までに町内の関係の業者にも、そういった取引をしたら私だったらこうするよというような判断も聞き取ったというものでございませうけれども、やはり最終的にはこれは愛知自動車さんが行った行為でありますので、その中で愛知自動車さんが、先ほど言いましたように、流通における企業間の取引において問題はなかつた

ということで、聞き取った今回の当事者ではないほかの業者からの意見も参考として聞いたというものでありますけども、やはりそれぞれ皆さん意見が違いました。しかしながら、やはり最終的には先ほど言いましたように、調査委員会の報告を私どもの見解とさせていただいたというものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 報告書の4ページに書いてございますように、最終的には信頼性がなかったというよりは、どの幸田町内の組合員の方も援助を乗せかえるという選択肢がなかったと、いわゆるリサイクルコーナーへ出品するというのが、自分であったらそういうことをしたいというふうな回答でございました。そういう面では、この会社の規模、整備士の体制、こういったことからの選択肢として愛知自動車と他社との違いというのは、そういった面ではあるのではないかというふうな報告を自社対応が困難なための意見と考えられるというふうにまとめさせていただいたというものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第1号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第2号の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、認定議案第2号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第3号の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国民健康保険の高額医療費の状況が成果の説明書の149ページに出ているわけでありまして、20の今での病名が出ております。その中でこの状況を見ますと、慢性腎不全これが半数の10件を占めるわけでありまして、こうした対策が必要ではなからうかというふうに思うわけでありまして、

以前に、やはりこの成人の三大疾患と言われる中で、がん、心臓病それから脳関係の病気ということで脳ドックを取り上げながら、それが減少してきたという中で、今回は腎臓関係に顕著に高額医療費の状況があらわれております。そうした点からすれば、やはり国保会計としましても、こうした対応をとっていくべきではなからうかというふうに思うわけでありまして、この状況を見てどう対策をとられるおつもりなのか伺いたいというふうに思います。

それから、滞納者数と短期保険者証の発行数につきましては資料で出させていただきましたので、また決算特別のほうで質問をしてみたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 高額医療費の中で、今回は慢性腎不全の関係が10名ということで、これは1年間に1人の方にかかる高額医療費の金額の高いほうから並べてあるわけですが、この慢性腎不全の関係につきましては、基本的に糖尿病等の関係でこういった腎不全になるわけですけれども、この慢性の腎不全になりますと基本的に回復というのはいないということを言われてます。そのために透析等の高い治療を受けなければ

ばいけない、さらに長い期間受けなければならないということで、この方たちは昨年度も、もしかしたらその前の年もここに載っていたかもしれませんが、そういった方たちが多くなってきた。さらには、今まで社会保険等いわゆる会社に勤めてみえた方がこういった病気になりますと退職をされて、中には国民健康保険のほうに変わられると、そういった方も実は入っておるといことも象徴しております。

ちなみに24年度で5人だったのが、25年度で10人、今後どうなるのか推移はわかりませんが、こういった糖尿病も含めましていわゆる生活習慣病といいますかそういった予防については、国民健康保険事業のみならず健康課でいう、いわゆる健康推進増進の関係でも取り組んでおるといことで、この国保のほうの事業の中では保険事業に取り組んでいます。例えば、これは健康課の問題ですが住民検診、人間ドック、さらにはその検診に基づいた特定保健指導、それから後発医薬品いわゆるジェネリック薬品の関係の差額の通知であるとか、それから健康指導事業といいますと、水泳教室であったりとか、美ボディ講座といて講座名が美ボディ講座ですが、そういったいわゆる健康に対する講座、こういったことを開催しながら住民の意識啓発に取り組んでいるといことでございます。今までもいろんな事業を取り組みながら進めてはいますが、当然、早期発見・早期治療のためには検診を初めとする予防、意識の啓発、これについては必要であろうというふうに考えています。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 若いうちといいますか退職前に発症して、それが国保に移ってきたからこういうふうに国保会計を圧迫する高額医療費の状況だよということではありますが、やはり最近の傾向としては腎臓関係が非常にふえているということで、これは国としても対策を打たなければならないというふうに思うわけではありますが、しかしながら、これが全てほかの健保組合のほうから入ってきた方たちだけなのか、それとも国保として取り組めば改善が見られるのか、その点の分析もしなければならないというふうに思うわけではありますが、これは全てほかの健康保険のほうから入ってきた、退職をしてきた方たちの医療費が増加をし、それが国保会計を圧迫してきたのかということですが、その点はいかがなんでしょうか。

それから、この高額医療費の状況を見ておきますと、鬱病が入ってきたのはこれが初めてですよ。このように、年々、高額医療費の状況が病気によって変化をするわけではありますが、しかしながら傾向は出てまいります。そうした点での保険事業もやはり取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、国保会計におきましては非常に平成24年度は厳しいということで、国保税の大幅な引き上げというものもなされたわけではありますが、しかしながら決算年度では、これは見直しが行われなかったということで今回の大幅黒字ということで、1億7,000万円の黒字を生み出してきたといことでございますが、これについての要因はどうだったかといことでございます。国保税を引き上げたけれども、一般会計からの繰り入れもふやしながら、そして引上率を抑えたよという答弁もあったわけではありますが、しかし結果的には大幅な黒字を生み出してきたといことでございます。やはり、滞納額の関係から見ても高い国保税になっているといことは、これは資料からも明らかで

ありますので、そうした点でやはり国保税の引き下げ、これも検討していくべきではないかなというふうに思うわけであります。しかしながら、今年度は国の限度額いっぱい  
の引き上げというものも行った年であります。そうした点で、この黒字になった要因についてお答えいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） まず、前段の今回の高額医療費の関係の方たちがほかの事業から入ってきたかと。お一人は実は承知をしておるのですが、あとの方についてはどうなっているのかわかりません、そういった方がお見えになるよということ程度の認識でございます。実際に調べれば多分わかると思いますけれども、現在のところはちょっとわかっておりませんので、よろしく願います。

それから、当然私どももこの保険事業、こういった鬱病という新しい病気も入ってきたわけですが、慢性腎不全以外のいろんな病気の関係も含めまして、今年度、レセプトの関係のデータ化をしております。今まではそういったいろんな状況を数字等で見ていただけでしたけれども、現実的にかかってみえる、いわゆる治療してみえる内容も含めまして、そのレセプトの数値を実はデータ化します。この分析に基づきまして、データヘルス計画を実は計画をしていきたいということで、平成26年度になるのか27年度になるのかちょっとわかりませんが、現在その分析も含めましてその取り組みに向けています。これによりまして、今後、いわゆる重症化に至る段階でのそういった対応であったりとか、健康の意識づけであったりとか、現在どういう状況にあってその対応をどうするんだといったものについての対応、いわゆる早期発見・早期治療も含めまして今後の対応にしていきたいと、それによって医療費の抑制も含めましていわゆる成人病といえますか生活習慣病こういった予防のほうに取り組んでいきたいということを考えておりますので、よろしく願います。

それから、国保税の関係で平成25年度の収支差引が黒字になったよということで、1億7,000万円強の差引額が出ております。この要因としましては、前年度の繰越金1億1,000万円余りあります。と合わせて療養給付費が、これは国庫の支出金等が概算で交付をされるように25年度からなりました。このために国庫の支出金の分と繰越金の合計額が1億7,000万円、この分については平成26年度の中でその決算の差引額を国庫の支出金については償還をし、それから繰越金については基金のほうに積み立てをしていくというようなことで対応していくというふうに考えております。この繰越金と国庫支出金のいわゆる精算分、これがなければ差し引きゼロといったようなことになってくるということでございますので、よろしく願います。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 高額医療費の状況につきましては、やはり分析をしながらこの重症化を防ぐということで対応をとっていただきたいというふうに思うわけであります。また同時に、腎臓に当たってはやはり早期発見・早期治療ということが効果を生みますし、同時に複合的な病気であればこれは寛解ができるというものでありますので、そうした点におきましては、やはり透析に至らないということが一番の大事なことではな  
かろうかなというふうに思います。そうした点で、この対応も国保事業として取り組ん

でいただきたいというふうに思います。

また、このヘルス計画については見守っていききたいなというふうに思います。

それから、国保税の引き下げについてでありますけれども、何度も国保税の引き下げをと言いながら毎年引き上げが行われるわけでありまして、それで資料の中でも幸田町の一般会計からの繰り入れを見ておりまして、県内でも約3分の1の段階ぐらいまでには引き上がってまいりましたけれども、しかしながら、1人当たりの調定額は高いほうということから見ましても、県内でも幸田町の国保税は12番目に高い国保税になっているという状況があります。そうした点で、高い負担が滞納を引き起こしているということにもなりますので、やはりもう少し国保税の引き下げを真剣に考えていかなければ、これは滞納者がどんどんふえるばかりではなかろうかというふうに思いますが、その点では、幸田町の国保税が県下で12番目に高いという状況は把握しておられるかということでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 慢性腎不全の関係で、先ほどちょっと人数はわからないよということで御答弁申し上げましたけれども、退職者の数で今回は10人中8人が退職者、いわゆる他の保険事業のほうからこちらのほうに変わってこられた方がおみえになるということでございます。そういった傾向が今後もきっと続くであろうということを考えております。

それから、国保税の関係につきましては、平成23年度にその税率を上げさせていただき、26年度の改正をさせていただいたところもありますけれども、23年度から改正をしていない、その背景が先ほど申し上げました一般会計、これは議員のほうからもお話しいただきましたように、一般財源からの繰入金で、その対応でなるべく国保税の引き上げをなくそうということで、それでもまだ12番目だよと、これは承知はしておるところでございます。

繰入金の関係につきましても、今、平成25年度で19番目の位置にあるようでございます。それが適当かその辺はわかりませんが、町としては1億5,000万程度の繰入金をさせていただきながら、その保険料・保険税の引き上げ抑制をしておるということで、介護保険の関係の給付金であるとか後期高齢者の支援金、これが毎年実は伸びております。ちなみに25年度でいきますと、介護給付費では3,000万円、後期高齢者の支援金では5,000万円を超える金額が増額になっておると、こういったことも実は影響している部分でありまして、本来ですとこういった部分の保険料を値上げしている市町村もあります。しかし、幸田町については、先ほど申し上げましたように、繰入金で何とかそういった抑制をしながら、保険税については引き上げを抑えていこうということで考えているところでございます。27年度予算を今後また組んでいきますけれども、当然そういった寄附金さらにはそういった支援金等の伸び、こういったこともありますのでどうなるのかわかりませんが、できる限り低い位置で保てるような形、もしくは現状の推移を保つ形で対応できたらというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第3号の質疑を打ち切ります。

ここで途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前10時50分

---

再開 午前11時00分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を開きます。

次に、認定議案第4号の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、認定議案第4号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第5号の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今年度は、第6期に向けての介護保険事業計画の策定に入る年度であります。現在、決算年度は第5期でありまして、その中で介護保険料と利用料についての軽減、減免制度についてお尋ねするものでありますけれども、この減免の対象が非常に少ない、これはたびたび指摘もしているわけでありまして、利用料の減免が85人の74万3,000円、それから利用料について言えば42万1,000円という金額が出ておりまして、非常に低所得者層に対する減免措置がもう少し拡充する必要があるのではないかというふうに思うわけでありまして、それで、第5期につきましては、これは変えてこなかった。第6期については、やはり見直そうというようなことも言われておりましたので、この数値から見ましても拡大すべきではなかろうかというふうに思うわけでありまして、見直しについての考えをお伺いをしたいというふうに思います。

それから、2つ目でありますけれども、現在、国のほうでは介護保険法の解約を行いながら、要支援の介護保険の対象者から外してしまうということ、いわゆる介護外しを実施することでありまして、この要支援1、2の介護外しに伴って影響を受ける対象者数とそれから第6期に向けてのこの対応、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 介護保険料の減免の措置の関係であると思っておりますけれども、減免の関係につきましては平成15年度から実施をさせていただきながら、21年度に現在の制度に改正をさせていただいております。中身としては、低所得者の方に対して2分の1または3分の2の減免をするというものであります。対象者が少ないんじゃないかと、これは私どもも県内のいろんな市町村のところを見させていただいておりますが、一宮市が突出して実は多いんですが、2,500名ほど対象者がいるようでございます。ただ、あとほかの市、例えば近隣でいきますと、岡崎では126件、それから豊田では26件、西尾では12件、さまざまその市町村の状況、事情もあろうかと思っておりますので、その対応をしてみえる件数が少ないというのは実際どうか分かりませんが、今保険料については第6期の計画の中で、先ほど議員もおっしゃられましたように、見直しをかけております。その中で軽減の関係につきましても、今回、見直しが国のほうで示されているところでもありますので、その軽減の関係の見直しとあわせて、

この減免についても一度検討はしてみたいと思いますけれども、これはいかんせん県内の状況を見ても、実はこの制度をなくしてるといような状況の市町村もあるようでございます。町はなくすということを考えているわけではないわけですが、その充実でいくということになると、若干そういったことについてその状況も検討しながら対応したいということですので、そういった保険料の見直しとあわせて一度検討はしていきたいと思いますけれども、今これをさらに拡充というようにするにはなかなか難しいのではなかろうかなというふうに考えております。

それから、次の要支援1、2の介護外しの関係でございますけれども、これも今までの訪問介護・通所介護サービス、これを外されまして市町村が行う地域支援事業、この中で新たな事業で取り組みをするということが示されております。国において今そのガイドラインを作成しておみえになるわけなんですけど、対象者がどのぐらいということでございますけれども、平成25年度末の要介護者は全てで846名でございます。このうち要支援1、2の認定者232名でございます。このうちに訪問介護・通所介護サービス、これを利用しておられる方は平成26年3月の給付の実績でございますけれども、予防給付費の全体の利用者数は77名、33%になるということでございます。

今後の対応につきましては、先ほど申し上げました国のガイドラインに沿って中身については検討しながらやるわけですが、何にしましても多くのサービス事業を市町村が抱えなきゃいけない、今までの事業を町が行う地域支援事業の中で市町村の直接実施であったりとか委託であったりとか、既存の仕組みと同じようにいわゆる指定事業者によるサービス提供であったりとか、さまざまなこういった事業を取り組むために6期の中でその方向づけを示しながら、平成30年4月が目標でございますが、できればその前にはやりたいと思っておりますけれども、そこに向けて取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 保険料と利用料についてでありますけれども、この減免の対象になる階層別の段階が以前の場合ですと第2段階までだったわけですが、改正をされてこの段階別で言えば、なかなか家族の実態等にもよりますので段階がわからないわけですが、しかしながら、せめて第4階層まではやるべきではないかなというふうに思うわけですが、平均が第6段階でありますのでやはりそうした点からすると、対象者が85人というのは非常に少ないわけでありまして。そうした点で、この検討をきちっとしていただきたいし、その報告もしていただきたいというふうに思います。

次に、要支援1、2の訪問介護と通所介護、これを介護保険の対象から外してしまうということで、これは市町村で実施しなさいよという内容になるわけでありまして。その現在の対象者77人がいわゆる介護が受けられない状況になってしまうわけですが、そのかわりとして町の事業でどうするかということですが、そうした専門的な知識を持つ方たちによる訪問介護あるいは通所介護ができなくなってしまうと、これはどういうことが起きるかという、家族への負担も伴うものにもなってしまいますし、介護難民と言われるようなことにもなってしまいます。そうした対応が町としてメニューとしてはどれぐらいのメニューが提供できるかということですが、

この辺について担当としてはどれぐらいを見込んでおられるのでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 減免制度の関係で第4階層までというお話でございますけれども、今、保険料率の関係で国の基準と差があるのは第3階層までということでございますが、ちなみに今85名の中で第3階層まで該当しておるんですが、第2階層で65人、第3階層で20人が該当しております。先ほども申し上げましたように、今後第6期の保険料の関係を決めていくわけですけれども、それとあわせて一度検討をしていくつもりではございます。内容についてどうなのかということは、ちょっとここでは申し上げられませんが、よろしく願いいたします。

それから、介護保険の要支援1、2の関係の対応について受けられなくなってしまうのではないかという話ですが、今までのいわゆる予防給付から今回は市町村で行う地域支援事業、この中にも当然訪問介護であったりとか通所介護だったりとか、そういった今までの事業ではなく町がやる事業に変わってくるということで、この町がやるものを町が直接やるのか、事業者指定をしてその事業者をお願いをしていくのか、そういった選択は当然あるかと思えますけれども、その状況に応じたサービスは当然今後やっていかなければならない、もちろん上限等は設けられると思えますけれども、全く受けられないよということではないことは確かでございますので、先ほど申し上げました、何にしましてもことしじゅうには国のガイドラインがどうも示されるというお話も伺っておりますので、そういったものをしっかり見ながら第6期の計画等の策定とあわせて、一度そういった次のステップに向けての取り組みでどんなものが町でできるのか、そういったことも含めて考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この要支援1、2の今まで受けていた通所介護と訪問介護、こちらの2つは同じようなメニューで町の事業として取り組んでいくという方向でいいのかなどなのか、その点についてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 先ほど申し上げましたように、全く同じかどうか、これができるかどうかは私も保障ができるものではありませんが、ただ先ほど申し上げました、いわゆる今までの事業では当然予防給付の中でそれぞれの事業所で行っていただいたものを今度は町がやるということになると、町はどういった方法ができるか。先ほど前半で申し上げました市町村の直接実施をするのか、いわゆる民間の事業者等にそういった支援の委託をするのか、さらには市町村が指定をした事業者、今までと同じような仕組みでございますけれども、こういった指定事業者によるサービス提供をするのか、NPO、以前にもお話しをさせていただきましたボランティアとかそういったさまざまな方たちの事業の実施方法、これについてどういった内容ができるのかというのをこれから考えていくということでございますので、当然サービスの低下はないとは私も言いませんけれども、多分あるだろうと思えますが、できる限りそういったサービスの低下にならないような取り組みができるように進めていきたいというふうに考えておりますので、

よろしくお願ひいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第5号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第6号の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、認定議案第6号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第7号の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 岐阜市が現在の幸田町と同じように下水道にかかわる料金徴収、岐阜市も井戸水専用で下水を使っている人、あるいは上水と併用して地下水を使っている人、こういう人たちもぶっかけて料金を取ってきたということで市民が裁判に訴えて、全面的に岐阜市が敗訴して負けて、その判決も確定したという状況を受けて、じゃあ幸田の実態はどうかという問題提起をいたしました。あなた方自身は実態調査をしますということで既に1年有余たっているわけですが、まずその点で実態調査は具体的にどのような内容でやられたのか答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今議員が言われたように、昨年、25年1月30日に判決が確定したということで、岐阜市の関係でこういったものを指摘され、また昨年の決算の質疑の中でも御質問いただきました。そういった中で、今現在、町のほうで取り組んでおります内容としましては、昨年の10月10日付で、まず井戸の所有世帯が321世帯ございました。そのときに、その世帯に対して、そのうちの認定水量者とか排水量の報告者が8件ほどございますのでそれを除いた313世帯ですね、この313世帯に対して実態調査という形で一種のアンケートになりますけどもこういったことを行いまして、回答が済みませんが7号と8号と合わせた回答となってしまって申しわけございませんけれども、公共下水道が140世帯中100世帯、71%の回答です。また、集落排水につきましては173世帯中141世帯、82%の回答率というような形で、合計313世帯のうち241世帯から約77%の回答率ですけども、この中で集計をいたしましたところ、使用実態として井戸水のみを使用の方というのは、以前、これは議会の中でも御指摘のあった過去の経過からの変化でございますけども、井戸水のみ使用者が4世帯ほど減少し、また併用世帯も47世帯ほど減少し、また既に井戸水を使用していないという世帯も51世帯ほどあったというようなことで、結果的にこの回答があった241世帯に対して190世帯が井戸水を使用しているという形で、おおむね79%程度に井戸水の使用が減少しているということが実態としてわかったというのが、この実態調査のアンケート部分での内容でございます。この調査結果に基づいて昨年の11月、12月の2カ月分の使用料徴収から、井戸水使用の実態に合うように料金の変更をいたしておるといのが、昨年の11月分からということで変更しております。また、ほかにも台所、洗面所、トイレ、洗濯機のみ使用も7から8割程度に減少し、またお風呂への井戸水使用に関しても103件から70件で68%に減少したというような形で、この

内容につきましては、2月の産業建設協議会にもこの実態は報告させていただいておる状況でございますが、こういった使用実態に応じた使用料を見直しておるといふような状況であります。ただし、岐阜市の問題であります原単位というか1人1立米当たり6トン、こういったもの見直しはまだしておりません。これについてはメーター器を設置して実際に調査をしようということで、このメーター器の打診もこのアンケートの実態調査の中で、設置することに御異議はございませんかという形で回答を求めたところ、74件ほどが回答をいただいたということでございます。

これが昨年度状況でございますけども、今年度に入りまして、この井戸水メーターの設置の予算をつけさせていただきましたので、こういった74件設置が可能だという方に対して実際に、これは御意向として設置が可能ということであって構造的に可能なのか、また場所として可能なのか、こういったものを実際に調査見積もりを行いましたところ、なかなかやはり床の下に入っていたりいろんな面で、これは検診もしなきゃいけないということから難しいということで、74件中30件が具体的に設置が可能だということで調査見積もりの結果が出ましたので、これを受けて今年度の7月から8月にかけて井戸水の量水器の設置を業者委託いたしまして、設置をとり行ったということあります。これを設置するだけではいけないものですから、その検診の指針確認こういったものをシルバー人材センターに今委託をかけている状況でありまして、実際の作業としては、偶数月の月末になりますので直近ですと10月になりますけども、10月20日から月末までの間にそのメーター器を2カ月分検診をするというような形で行いまして、実際にはこの検診も1年間の実態を見てみないとわからないということもございまして、この9月分から来年の8月分までの12カ月分のこういった実態を把握した上で、認定水量が今6トンというのを検証していきたいというふうな流れになっておりまして、まだちょっと時間がかかっておりますけども、途中の今年度末にも中間報告、検診の状況こういったものも把握しながらその方向性を見ていきたいという状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 実態のアンケート調査という形で拾ったものと、アンケートはそれなりの実態は反映するわけだけでも、結果的に具体的には個々の世帯で全部使い方が違うわけですね。風呂だけの人もいれば飲用を含めた形の中でやってくるという形で、併用の実態をどう形にするかというのはあなたの今言われたメーター設置をして、シビアにやるしか手はないと。しかし、メーター設置については本人の了解等を得ないと難しい面もあるという形の中で、別にアブハ蜂取らずとは言いませんが、ただ私が申し上げたいのは、使用の実態をきちっとつかんだ上で料金徴収が成り立っていく、いわゆるぶっかけじゃあかんですよというのが基本的には裁判の判決の内容という形で、じゃあそれをどこまで踏み込んでやっていくかという点で今年度中の一定の方向も出されるという形で、次回ぐらいの産建でその内容が報告されるということですが、そうしたときに言い方が悪いですが、正直者がばかを見るという言い方が適切かどうかは知りませんが、しかし実態を正確にしようと思ったときにはメーター設置が必要ですよ。しかし、メーター設置は設置者の了解が得られないとできませんよ。しかし、使われ方としては使われている、そういう中で言ってみれば、ぶっかけと家族構成でころころとや

っていく、その家族構成も私のところみたいにじいさん、ばあさんだけなら変更ないけど、そこに子どもがおり、孫がおり、夫婦がおるという形の中でいくと、世帯構成はしょっちゅう変わってくるわけですよ。という形も含めて、私は実態をつかむということは至難のわざであるけれども、要は金を徴収するわけですから、そうした点では、一つは徴収する側に説明責任が求められたときにきちっと対応できるような、そういう点での対応というのは私はこれから求められてくるであろうと。今は実態としてこれから踏み込んできたときに、どこまで踏み込めるかという問題と正直者がばかを見るようなやり方というのは、適切な言葉じゃないけど片手落ちになりかねないということでもあります。しかし、それをどうやっていくかという点でいくと、住民の理解ということは一つの大きな壁にぶつかりますというところでジレンマになるのかなというふうに思います。そうしたことも含めて私はそういう点で先進地と言えるかどうかは知りませんが、岐阜がそういうものについて改めるといって、料金も1,000万を超える返還をしているという形の中で対応してるわけですから、そうしたことも含めて、先進事例も含めた設置者の責任というよりも設置者にきちっと理解が得られるような、そして行政側も大義名分が立ってて説明責任ができるような、今の説明だけでいくと若干私は漏れてくる部分が出てくるなというふうに思うわけですが、そうした取り組みについてやっぱり私はさらに進めていくという点でいきますと、大体の状況としてはどういうところに決着を持っていくおつもりなのか説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、私の長い答弁で説明がしづらかったかと思いますが、議会への報告はまだ集計中ということで次回の産業建設というのはとても無理な状況でございます。この1年間のデータを見ながら把握をしていきたいということで、まだいささか期間がかかるということをお理解願いたいと思います。

それと、料金につきましては、今議員の言われるように下水道法の20条に書いてございますように、使用の実態に応じて妥当なものであること、また適正な原価を超えないものであること、また定率または定額をもって明確に定められること、そういったような内容の項目がございます。そういった部分の原則に従って取り組んでいきたいと思っております。また、今現在、その使用実態がやはり今回の実態調査やアンケートの中で何に使われてますか世帯としてもですね、これは世帯構成から全て答えていただきましたけども、そういった中でお風呂を使う方は何人いるか、こういったものを丸づけしながら回答をいただいたわけですが、そういった実態というのは原単位の先ほどの6トンとは別に使用実態としてかなり変わってくる部分がございます、生活様式によって変わってくると。また、1年間の間でも変わってくるというようなこともあるかと思っております。そういった面で、この制度上は下水道ですと条例の施行規則の第17条第2項5号で使用者は世帯人員または使用形態に変更を生じた場合は、遅滞なくその世帯人員等の変更届を町長に提出しなければならないというふうな規定となっております。そういった面で、届け出がない限りは現行の料金ということが制度上にはなっておりますけども、今回の実態調査によって、なかなかやはりそういった届け出はないなということも含めて、そういった面で減少してることの実態がわかったので、料金も町のほ

うで変えさせていただいてるわけですが、本来は使用者からの申告、こういった実態がなかなかないということでこういった使用形態についてよりリアルタイムにどうか、そういった流れとして生活形態そういったものを把握できるような、これはアンケートを定期的にやればそれで済むのかもしれませんが、また申告をしていただくように啓発を各戸について、そういった面で井戸水の方については利用形態が変わった場合は速やかに申告をしてくださいというふうな啓発をかけていく、こういったものが必要なのかなど。先ほど議員が言われたように、正直者がということも逆に懸念される部分がありますので、これは使用状況も把握しながらまた現地を確認しながらということもして、より先ほどの下水道法の20条のいわゆる公平の原則こういったものを守っていけるようにしていけたらと思っています。

あと、岐阜市の事例、これは大変参考になるかと思えます。ただし、こういった部分の岐阜市の背景こういったものをもう少し調査させていただきたいなということと、井戸水メーターをさらにふやしていくというようなことも、岐阜市の場合は6,000個のメーターをつけたりということでもかなり予算も投入しておられるわけですが、なかなか今回30件を設置してみてもわかることですが、やはり井戸水に水道メーターの設置をするわけですので、その井戸水の水質とかそういった面でそういったメーターの量水器の精度、こういった面が若干壊れたりする可能性もあったりいろんなトラブル、これらの点検を随時しないといけないということになるわけですがそういった部分と、岐阜市がどうされてるかわからないですが、先ほど申し上げたようないわゆる床下とか検診員がなかなか見られないところ、通常水道ですと道路から何センチということで限定されたところに量水器があるわけですが、井戸のあるところはまた別のところがございますので奥に入ったりしていますので、そういったものを検診する体制、こういったものもなかなか厳しいのかなということからすると、一概に岐阜市の事例をそのまま幸田町へというのは難しいかもしれませんし、この辺もしっかり岐阜市の関係を調査させていただきながら、今後の方向性を見ていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第7号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第8号の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほどの認定議案第7号の関係と8号の関係は通告の内容は一緒でありますし、お聞きをする内容も一緒であります。したがって、ただいま答弁をいただきました内容でよしとして、この認定8号については質問はございません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第8号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第9号の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、認定議案第9号の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結します。

ここで、委員会付託についてお諮りします。

ただいま一括議題となっております第45号議案から第58号議案までの14件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

各常任委員長は、ただいま付託しました議案の審議結果を来る10月3日までに取りまとめ、10月6日の本会議で報告願います。

委員会の会議場は、お手元に配付のとおりですので、よろしく願います。



### 日程第3

○議長（大嶽 弘君） 日程第3、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております認定議案第1号から認定議案第9号の9件は、内容も非常に多岐にわたりますので、慎重審議を期するため、決算特別委員会を設置し、これに付託し、委員の定数は議長を除く15名としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、平成25年度決算認定の9件は、議員15名を決算特別委員に選任し、付託することに決定しました。

ただいま設置された決算特別委員会は、委員会条例第9条の規定により、委員長の互選をお願いします。

委員長の互選は、9月22日午前9時より議場においてお願いします。

なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員である12番 内田 等君にお願いします。

審査の結果は、10月3日までに取りまとめ、来る10月6日の本会議で報告願います。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会します。

次回は、10月6日午前9時から会議を再開いたしますので、よろしく願います。長時間、お疲れさまでした。

散会 午前11時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成26年9月19日

議 長

議 員

議 員